

【学会報告】

行政における外国人の母子保健対応

Maternal and child health service for foreign residents by municipality

渡邊 洋子

日本赤十字看護大学非常勤講師

【はじめに】

近年増加が著しいアジア諸国出身の在留外国人は、技能実習・特定技能、「技術・人文知識・国際業務」の就労、留学生などが多く、年齢構成が若い層に偏っている傾向がある。在留外国人全体の年齢構成では、生産年齢人口が約85%を占めているが、特にベトナム人は20～34歳に集中している（表1）¹⁾²⁾。リプロダクティブ年齢層が多いということが、アジア諸国からの在留者の特徴であり、日本での出生数も相対的に多くなってきている。

表1 外国人の国籍別、年齢3区分別人口割合と性比（2020年）

		中国	韓国, 朝鮮	ベトナム	フィリピン	ブラジル	全外国人
年齢3区分別 人口割合 (%)	0～14歳	9.8	4.5	3.8	8.3	15.3	8.0
	15～64歳	86.7	67.5	95.9	90.4	80.3	85.1
	65歳以上	3.4	28.0	0.3	1.3	4.5	6.8
性比		79.4	86.9	123.0	43.0	118.4	96.2

日本では妊娠から産後までの母体管理、出産費や医療費、子どもの健診や予防接種、子育て支援などのさまざまな母子保健や子育て支援の事業があり、世界的にみてもその内容は充実している。こどもまんなか社会の政策で、こども支援に関する公的サービスは近年さらに充実してきている。

住民登録があれば、母子保健医療、子育て支援、などの行政サービスはすべて受けることができ、さらに在留資格を問わずとも、人道的視点、防疫の観点から、妊婦健診、入院助産、出生した児の健診や予防接種などの公的サービスは、居住実態のある自治体から原則受けることができる（表2）。

そのような中で、在日外国人への母子保健行政の対応の実際と課題について述べる。

表2 在留資格を問わず受けられる母子に関する行政サービス

基本的人権	母子健康手帳	
	胎児認知	
	入院助産	
防疫 まん延防止は、集団、地域、 そして国の利益となる	予防接種	
	入院勧告（結核、指定感染症）	
	結核治療費助成	
経済的 (医療費)	予防	母子健康手帳
		妊婦健康診査

		乳幼児健診
		予防接種
		入院助産
	治療	養育医療費助成
		自立支援（育成医療）医療費助成

【在日外国人の統計】

少子高齢化の進展に伴い、2011 年以降日本の総人口は減少に転じてきている。その詳細をみると、日本人の人口が減少の一途をたどる中、外国人の人口は増加してきている。人口の中で外国人の占める割合は、全国平均で 2.46% (2022 年) であるが、割合の多いのは東京都 4.0%、愛知県 3.4%、群馬県 3.1% となっている¹⁾。市区町村で見ると東京都の中でも新宿区 11.0%、豊島区 9.1%と、約 10 人に一人は外国籍の住民となっている。

外国籍の中で最も多いのは「中国」で、長く第 2 位は「韓国・朝鮮」であったが、近年「ベトナム」人の増加が著しく、2020 年以降は「ベトナム」が第 2 位となり、第 3 位に韓国・朝鮮となっている。以降第 4 位フィリピン、第 6 位ネパールと続き、第 5 位のブラジル、第 10 位の米国以外はアジア諸国の出身者である（図 1）。

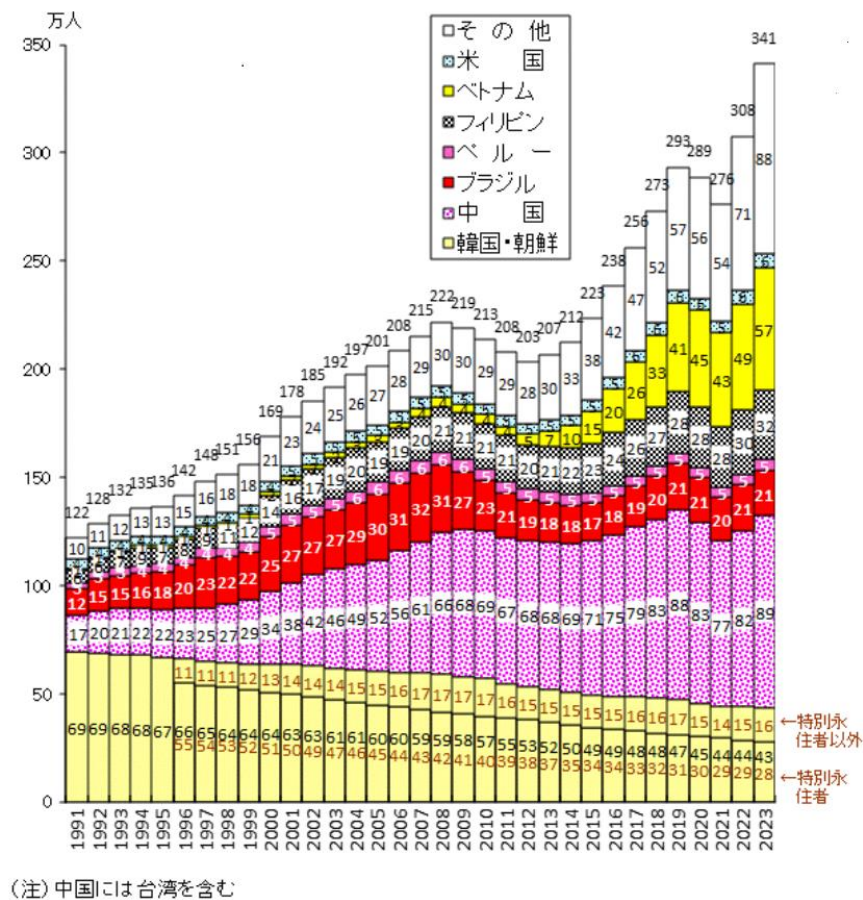


図 1 在留外国人の年次推移と国籍 法務省 在留外国人統計（旧登録外国人統計）

労働力不足の実情から技能実習生制度（2024 年より育成就労制度に移行）などにより、外国人は 20 歳代の若い働き手世代が多く（31.6%）、労働力の大事な担い手となっている。さらに経済力をつけてきたアジア諸国では、中流階級層の海外留学が一般化してきている。日本留学で卒業後、そのまま就職するという選択肢も増えてきている。

そのような中、日本での出生に占める外国人の割合では、父母ともに、あるいはどちらかが外国人の出生割合は直近 5 年間ではほぼ約 4 %で推移している³⁾。しかし新宿区、豊島区では約 10 %と高率であり、国籍では特にネパール、ベトナム、ミャンマー人の出生数が増加している。母の国籍別でみると、全国の公表されている統計表⁴⁾では、韓国・朝鮮、ブラジル、ペルーの母親からの出生数は 2009 年に比べて 2022 年には大幅に減っており、「その他の国」に分類されてしまうネパール、ベトナム、ミャンマーの出生数が増加していると推測される（表 3）。

表 3 日本で出生する外国時（母の国籍別）

年	総数 (人)	韓国・ 朝鮮	中国	フィリ ピン	タイ	米国	英国	ブラジ ル	ペル ー	その他 の国
2022	16874	490	3957	1773	82	200	22	1487	317	8553
2009	12349	1445	3812	1405	125	243	44	2264	618	2393

【母子保健部署における課題】

1) 言葉の壁

行政サービスに到達しない、到達してもうまく活用されない(できない)バリアの一番は、言語である。過去、英語によるコミュニケーションや文書を充実させた自治体も、今や英語では通用しない多言語化の現実がある。

全国保健所長会が 2017 年に実施した保健所を対象にした調査では、回答保健所数 188 ケ所のうち、「日本語とは異なる言語が、事例に対応する上で課題だった」と回答した保健所が最多（165 ケ所：87.8%）、続いて外国の文化（54 ケ所：28.7%）、職場・仕事（48 ケ所：25.5%）、医療費（48 ケ所：25.5%）、金銭・生活（47 ケ所：25.0%）、日本の医療システム（医療費を除く）（41 ケ所：21.8%）の順となっていた⁵⁾。

日本国際交流センターが 2022 年に実施した調査でも、外国人住民との共生に関する取り組みの課題の第一として「自治体からの情報の多言語化が進んでいない」があげられていた⁶⁾。

出入国在留管理庁の 2021 年の調査によると、日本に 1 年以上住む中長期在留外国人の 8 割は「日常生活に困らない程度に会話ができる」という結果であった⁷⁾。来日して日の浅い外国人は別として、まずは、やさしい日本語で対応することが基本であることを徹底したい⁸⁾。

2) 文化・習慣の違い

言語の問題をクリアしても、母子保健の領域では、それぞれの国の文化・習慣が特に色濃く反映され、妊婦健診の受け方や、妊婦の栄養や離乳食の考え方などに大きな相違がしばしばみられる。具体的には、妊婦健診はおなかが目立ってきたから行けばよい、妊娠中の体重増加に無頓着であったり、また離乳食の概念がなく、大人と同じ食べ物を食べたような仕草をしたら食べさせれば良い、などがあげられる。

なるべく自国の風習を尊重しつつも、日本社会の慣例や考え方に慣れてもらうのが基本である。

3) 保健医療のシステムが違う

妊娠届を役所に出して母子健康手帳を受け取ることや、保健師という職種の存在などを知らない、また役所からの家庭訪問への警戒、などが日々遭遇することである。

日本の保健医療上のシステムとして理解を促し、それに合わせてもらうよう説明する必要がある。

【母子保健の取り組みの実情】（表 4）

表4 母子保健サービスの実際

場面	具体的な対応	課題・注意点
妊娠届／母子健康手帳の交付	多言語版母子健康手帳の用意（無料交付が多い）、日本語版と一緒に、あるいは外国語版のみを交付している。交付実績数で出身国の傾向が判る。	配偶者が日本語理解が良い場合、妊婦の母語版が交付されないことがある。
妊婦面接（初回）	多言語版問診票の用意。 （英語、中国語が多い） 遠隔通訳を使うことが比較的多い。	継続的支援の入り口として重要。 日本語のわかる配偶者同伴が多い。
母親（両親）学級	日本語のわかる人の同伴が求められることが多い。 沐浴などの実習は、やさしい日本語で対応。	外国人の参加は多くはない。 ＜例＞NPO との協働提案事業（杉並区ネパール人に特化した母親学級の実施）
新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問	問診票（産後うつスクリーニングも含む）は、訪問する委託地域助産師や保健師が質問して記入することが多い。 日本語のわかる配偶者同席が多い。 翻訳アプリや翻訳デバイスの活用が多い。	配偶者が日本語理解が良い場合、産婦の本意が隠れてしまうことがある。 気になる場合は常勤保健師に報告し、後日医療通訳者と再訪問することもある。
乳幼児健診	多言語版問診票の用意。（英語、中国語が多い） 受診票・問診票事前送付時に、封筒に多言語で内容記載。 翻訳アプリや翻訳デバイスの活用が多い。	日本語のわかる配偶者同伴が多い。 母子手帳の記入が低い
予防接種	問診（予診）票事前送付時に、封筒に多言語で内容記載。 予防接種リサーチセンターの多言語版予診票の案内を同封。	母国に里帰りし、出産後比較的長期間滞在する母子が多い。その間の予防接種の確認が必要。

1) 情報発信

いくつかの言語版や、ルビ付きにしたり、やさしい日本語表現のページのある各自治体のウェブサイトが、確実に増えてきている。しかしながら、多言語ややさしい日本語に置き換わっているのは項目名のみで、本文は行政用語が多い普通の日本語で記載されているサイトが多いのが現状である。

行政から個別発送される文書の封筒に、「健診」「予防接種」などと封書の中身を説明する単語を、ひらがなや多言語で表記するだけでも、封を切らずに捨てられてしまうことをある程度防げる（図2）。子どもの健診や予防接種に関する通知だとわかれば開封し、時間をかけてでも翻訳アプリをかざして理解しようとするにつながる。

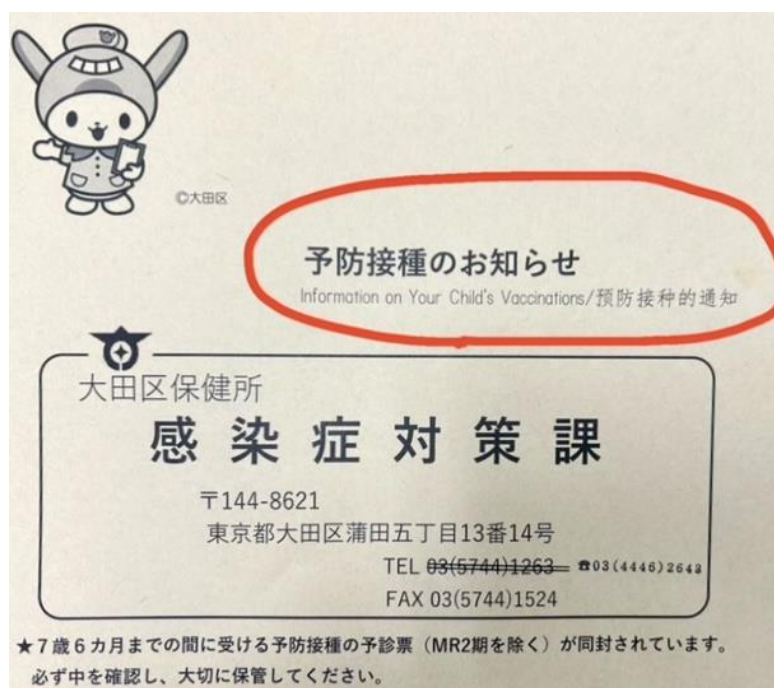


図2 大田区「予防接種のお知らせ」の封筒 英語と中国語が併記されている

2) 個別サービス場面での通訳

翻訳アプリや翻訳機器の利便性の向上は目覚ましいものがあるが、通訳（特に医療通訳）者の遠隔、あるいは対面利用など、母子保健の場面に応じて使い分けが必要である（表5、図3）。

表5 母子保健サービス時に活用する手段

	コミュニケーション手段	文書類	
妊娠届／母子健康手帳の交付		母子健康手帳	母子保健事業団 10 か国語 1冊 800円
妊婦面接	日本語のわかる同伴者 翻訳アプリ 翻訳デバイス タブレット遠隔通訳	問診票	各自治体が独自で用意 英語、中国語、（ベトナム語、ネパール語など、自治体の実態に応じて）
母親（両親）学級	日本語のわかる同伴者 NPO との協働提案事業 （例：杉並区）		
新生児訪問、 こんにちは赤ちゃん訪問	日本語のわかる同席者 翻訳アプリ 翻訳デバイス 医療通訳者	問診票（産後うつスクリーニング含む）	各自治体が独自で用意

乳幼児健診	日本語のわかる同伴者 翻訳アプリ 翻訳デバイス	個別通知 問診票	封筒に多言語表記 各自治体が独自で用意
予防接種	日本語のわかる同伴者 翻訳アプリ 翻訳デバイス	個別通知 予診票	封筒に多言語表記 予防接種リサーチセンター 17 か国語

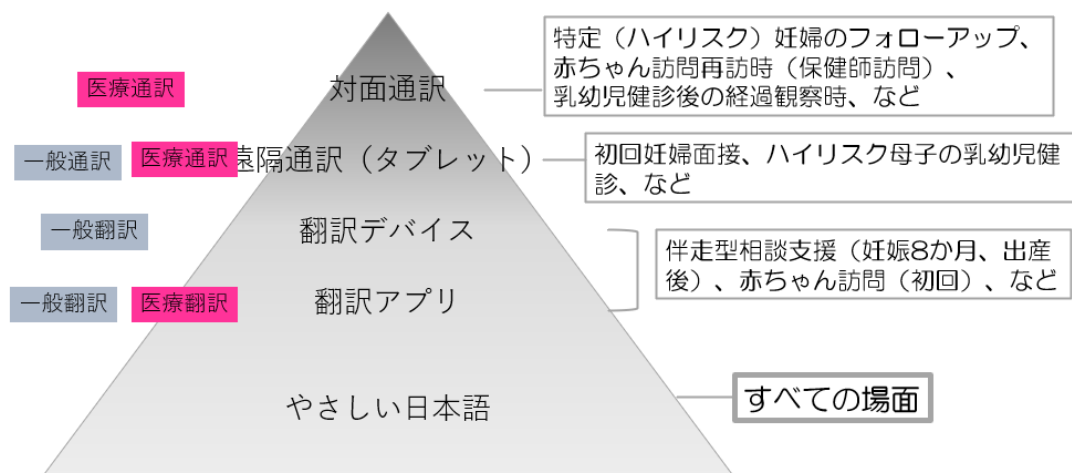


図3 翻訳・通訳ツールの選択

近年は、自動翻訳機能を有するアプリの活用や、ポケットクを契約して、窓口面接や家庭訪問時に利用している自治体が増えてきている。またタブレットによる遠隔通訳を活用する自治体も増えてきているが、自治体のセキュリティー上、家庭訪問時には持ち出せないこと、対応言語と時間制限があること、通訳者が医療通訳者とは限らないこと、などが使いにくい点である。

妊娠届出と同時にされる妊婦面接は、妊婦とその家族にとって行政のかかわりのスタートとなることから、タブレットによる遠隔通訳を活用することが他の場面よりも多い。

赤ちゃんの出生後の新生児訪問では、児の生活環境の確認も含めて母子の健康状態の把握をしている。訪問員は、常勤職ではなく地域の助産師・保健師が担っていることが多い。この場面では、やさしい日本語、アプリやポケットクの利用でコミュニケーションを取り、課題のある母子の場合は、常勤保健師に引き継がれて、通訳者とともに再訪問するパターンが一般的といえよう。

また、日本語の理解がある配偶者や家族がいる場合は、配偶者・家族に通訳の役を担ってもらうことがよくあるが、正しく通訳をしてくれているとは限らない。「ダイジョウブ」「ワカリマシタ」の返事が、妊婦やお母さんから、あるいは通訳の配偶者・家族から発せられたり、お母さんの会話が少ない場合は、医療通訳の介入の必要性を考えるべきである。

実際、ある自治体でこんにちは赤ちゃん訪問をした際に、配偶者が通訳として同席していたが、最後までお母さんは沈んだ表情だった。気になった訪問員からの報告で、保健師が医療通訳と共に配偶者の不在の時間帯に再訪問したところ、お母さんは堰を切ったように沢山の質問をして、それを保健師が助言をすることで、最後はお母さんもととても笑顔になっていた経験がある。配偶者の通訳で問題なしと捉えられていた家庭が、医療通訳者の介入によってDVが判った事例もある。

3) 文書類

a) 母子健康手帳

外国語版の母子健康手帳は現在 10 か国語あり、母子保健事業団から 1 冊 800 円+税で販売されている。東京都では各自治体に居住する外国人の出身国にあわせて外国語版を用意して、日本語版と一緒に、あるいは外国語版のみで無料で提供している。その配布実績数によって、外国人妊婦の出身国の傾向をつかんでいる。

しかし、妊婦面接時に夫婦で来所し、配偶者が日本人であったり、日本語の読み書きができる場合は、日本語版のみが交付されることが多いようだ。おそらく夫が「自分が記入するから日本語で良い」ということなのだろうが、妊婦が母子手帳への記入や情報を参照することができず、お母さん不在の状況になりがちである。筆者は複数の自治体で乳幼児健診を担当しているが、日本語での会話はできるものの、読み書きは難しいというお母さんが、持っているのは日本語の母子手帳のみという事例にしばしば出会う。妊婦自身の母語の母子手帳を交付するように心がけることが大切である。

b) 問診票

母子手帳を交付する初回妊婦面接時、乳幼児健診時、赤ちゃん訪問時（産後うつスクリーニングも含む）など、母子保健サービスでは、保護者に記入してもらう問診票を使う場面が多い。しかしこれらの問診票は、内容は類似してはいるものの各自治体の独自性があり、多言語版を用意するのはそれぞれの自治体の努力に負っている。

切れ目のない支援の起点として妊娠初期の面接は大変重要なことから、ある区では 7 言語で問診票を用意している。近年のベトナム人、ネパール人の利用者の増加を受けて、両国語版を追加した自治体もある。

乳幼児健診の問診票は事前に対象児の家庭に郵送し、保護者が記入して健診当日に持参してもらうパターンが一般的であるが、日本語のわからない場合は未記入のままで、健診会場での問診時に、保健師が翻訳アプリややさしい日本語で質問して記入する方法を取っている。自治体独自で外国語版の問診票を用意しているところもあるが、アジア圏の言語の翻訳はハードルが高く、用意があるのは英語版のみという自治体が少なからずあり、残念ながら住民のニーズに合致していない状況である。

【今後の自治体全体が担うべき方向】

1) 合理的配慮

障害者差別解消法では、行政機関は合理的配慮を提供することが義務となっている。障害の定義には「社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と記されている⁹⁾。日本語を母語としない住民が日常生活に支障をきたす状況は社会的障壁であり、この法による合理的配慮の提供が求められる状況であるのではなかろうか。多文化共生を進める中で、社会的バリアを取り除くためにも、やさしい日本語、通訳や翻訳の利用が必要な住民へのサービスが、当たり前自治体から提供されてしかるべきといえよう。

ルビまで求めなくとも、難解な用語の多い行政からの情報をやさしい日本語で発信することは、すべての日本人にも歓迎されることである。

2) 翻訳機器やアプリの導入、タブレットの購入、医療通訳の予算確保

今後の AI 技術の活用などで、翻訳・通訳ツールの精度が上がることは十分期待できる。これらのツー

ルの状況にあわせた活用と、それに加えて、適切なタイミングでの医療通訳者の活用が行政サービスとして保障されることが必要であり、そのためには、保健や福祉、そして教育部署でも活用できるような予算化が喫緊に求められる。

医療通訳の活用では、個々の自治体単位での通訳者の確保には限界があり、都道府県などの広域的な行政単位での医療通訳の提供制度が確立していることが望ましい。

3) 行政と NPO・民間団体との連携

国内には在留外国人の支援に相当の経験のある NPO や公益財団法人がある。特に母子保健領域に特化した団体の存在は心強い¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾¹³⁾。他方、行政が単独で外国人支援に必要な事業や活動を行うことはハードルが高いことがほとんどであることから、外国人支援は行政と民間団体の相互の強みを生かして連携してゆく良い分野だといえる。

【結語】

行政は、やさしい日本語のさらなる浸透、翻訳・通訳予算の定例化や広域利用制度の構築、保健医療に経験豊富な NPO との連携を進め、ダイバーシティ、インクルーシブ、ノーマライゼーションの理念のもと、ご近所の隣人である外国人との共生社会をさらに推進してゆくことが望まれる。

本論文の要旨は、第 8 回日本国際小児保健学会（2024 年 10 月 5 日 於三重県）で発表した。

引用文献

- 1) 令和 5 年末現在における在留外国人数について. 出入国在留管理庁
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00040.html (2024 年 12 月 19 日アクセス)
- 2) 小池司郎. 近年における外国人人口の地域分布. 人口問題研究 2022; 78: 419-430
- 3) 李節子. 日本における子供の多国籍化・多様化の現状とチャイルドヘルスのあり方～親外国人の子どもの出生動向の分析から～. チャイルドヘルス 2024; 27:913-918
- 4) 日本における外国人の人口動態. 厚生労働省. 令和 4 年
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei22/dl/12_betu.pdf (2024 年 12 月 19 日アクセス)
- 5) 石丸泰隆. 保健所における地域保健業務への国際化影響調査について. In: s 「グローバルヘルスの保健所機能強化への活用方法確率および開発途上国に対する日本の衛生行政経験の伝達可能性の模索」班(分担事業者長谷川麻衣子)平成 28 年度報告. 東京: 日本公衆衛生協会; 2018
- 6) 自治体における外国人住民関連施策に関するアンケート調査. (公財) 日本国際交流センター. 2022 年 2 月 <https://jcie.or.jp/report/global-issues/20220216.html> (2024 年 12 月 19 日アクセス)
- 7) 在留外国人に対する基礎調査 (令和 3 年度). 出入国在留管理庁. 令和 4 年 8 月
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001415908.pdf> (2024 年 12 月 19 日アクセス)
- 8) 在留支援のための やさしい日本語ガイドライン 話し言葉のポイント. 話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議 (文化庁). 2022 年 10 月

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/93832501_01.pdf (2024年12月19日アクセス)

- 9) 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト <https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/kyoseisyakai/syogaisyasabetukaisyoho/> (2024年12月19日アクセス)
- 10) 外国人住民のための子育て支援ガイド. かながわ国際交流財団. <https://www.kifjp.org/child/> (2024年12月19日アクセス)
- 11) 在日外国人支援事業. SHARE=国際保健協力市民の会. <https://www.sharemh.jp/information> (2024年12月19日アクセス)
- 12) ママと赤ちゃんのサポート. 多文化医療サービス研究会 RASC. <https://rasc.jp/momandbaby/> (2024年12月19日アクセス)
- 13) 日本で暮らす外国にルーツを持つ子ども・子育て支援サイト. 日本で暮らす外国にルーツを持つ子どもの Early Childhood Development 推進研究会. <http://ecdsuishin.com> (2024年12月19日アクセス)